

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>緑地保全・緑化推進法人（以下みどり法人）が市民緑地設置管理計画認定制度に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置。ただし、みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地で、無償貸付又は自己保有に限る。</p> <p><u>市民緑地認定制度</u>・・・民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地（認定市民緑地）として設置管理する制度</p> <p><u>みどり法人（緑地保全・緑化推進法人）制度</u>・・・民間主体を緑地の保全・整備の担い手として指定する制度</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>固定資産税又は都市計画税の課税標準を3年間、1/2～5/6の範囲内で条例で定める割合に軽減（参酌基準2/3）する現行の措置を、2年間（平成31年4月1日～平成33年3月31日）延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第45項 令附則第11条第43項</p>		
減収見込額	[初年度]	－（▲8.9）	[平年度]
	[改正増減収額]	－	（▲17.0）
			（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>都市における緑地・オープンスペースは、身近な自然的環境として残された貴重な緑の資源であり、美しい景観形成に寄与するとともに、空間的なゆとりや潤いをもたらし、レクリエーションや憩いの場を提供するなど、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を有する。</p> <p>このような緑地やオープンスペースは、これまで、緑の基本計画等に基づき整備が進められ、全国平均としては、都市公園法に基づく設置基準である住民一人当たり都市公園面積の標準である10㎡/人を超えるなど、一定程度整備が進捗してきたが、人口が集中する地域をはじめ未だ低い水準にとどまる地域があり、民有緑地の減少も続いている。</p> <p>厳しい財政制約のもとでインフラの老朽化に対応しなければならない状況において、不足する都市公園等の緑地やオープンスペースを確保していくためには、従来のように地方公共団体による都市公園の新規整備や緑地の確保を行う方策だけでは、今後の改善は期待できない。</p> <p>一方、近年は、民間企業が自ら所有する土地等において単なる緑化施設にとどまらない、一定の質を持った緑地・オープンスペースを整備して一般利用に供する事例や、人口減少に伴い発生した空き地を地域に開かれた緑地として整備・管理する取組みが広がってきている。</p> <p>今般、都市において不足する緑やオープンスペースを補完し良好な都市環境の形成に寄与する民間事業者の取組を積極的に評価し、その取組を促進する観点から、同制度により認定された緑地に係る固定資産税・都市計画税の課税の負担を軽減する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		
	ページ	12—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	地球温暖化対策計画（H28 閣議決定）や第 4 次社会資本整備重点計画（H27 閣議決定）等において、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。 ・政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する ・業績指標 23 都市域における水と緑の公的空間（制度等により持続性が担保されている自然的環境）確保量
	政策の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m <sup>2</sup> /人（H24）→14.1 m <sup>2</sup> /人（H32）【+0.68 m <sup>2</sup> /人の 0.02%に寄与】 民間主体による市民緑地の整備 0件（H29 制度創設時）→70件（H33）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m <sup>2</sup> /人（H24）→14.1 m <sup>2</sup> /人（H32）【+0.68 m <sup>2</sup> /人の 0.02%に寄与】 民間主体による市民緑地の整備 0件（H29 制度創設時）→70件（H33）
	政策目標の達成状況	都市域における水と緑の公的空間量 【うち都市公園等】 （定量的目標の場合：直近 3 カ年分） H26 年度：13.0 m <sup>2</sup> /人 H27 年度：13.2 m <sup>2</sup> /人 H28 年度：13.3 m <sup>2</sup> /人
有効性	要望の措置の適用見込み	・適用見込件数：20 件程度／年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例により、民間の公開緑地の整備が促進され、都市域における水と緑の公的空間の増加に寄与し、良好な都市環境が形成されることが見込まれる。また、一般利用に供する緑地等として整備されることにより、緑地の保全・創出に関する普及啓発にも大きな効果が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	市民緑地等整備事業 （社会資本整備総合交付金の内数） （平成 31 年度予算概算要求額 10,663 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置については、市民緑地の整備を推進する地方公共団体を經由した民間事業者等への補助に位置づけられる。 一方、本特例は、土地の所有者に税制上のインセンティブを与え、質の高い緑地の維持管理運営を促進するものであり、従来以上に民間事業者等による適切な緑地の運営管理に係る取組みが期待され、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	民間事業者等による住民の利用に供する緑地の整備・管理運営は、国家的課題である都市再生を担い、かつ、良好な都市環境の形成及び防災対策に多大に寄与するという公益的側面を有する。したがって、本特例は、固定資産税の一部を軽減することにより、認定市民緑地の整備・維持に係る負担を軽減するものであり、必要最低限のものである。 また、市民緑地認定制度は平成 29 年に創設されたものであり、今後制度の普及に伴い、認定件数は増加する見込みであることから、本特例は引き続き必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 30 年 2 件
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m <sup>2</sup> /人 (H24) →14.1 m <sup>2</sup> /人 (H32) (+0.68 m <sup>2</sup> /人) の目標のうち、0.02%に寄与
前回要望時の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m <sup>2</sup> /人 (平成 24 年度) を約 10%増【期限：平成 32 年度 (14.1 m <sup>2</sup> /人)】
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 13.3 m <sup>2</sup> /人 (平成 28 年度)
これまでの要望経緯	平成 29 年度 創設